

# 中間市立学校体育施設使用手続き

<令和3年4月1日より>

## 1. 中間市立学校体育施設使用団体登録申請書について

中間市立学校体育施設使用団体登録申請は中間市立学校体育施設(市内小中学校の体育館及び武道場のこと。以下「体育施設」という。)を使用する際に最初に行っていただく手続きとなります。別紙記入例を参考に記入いただき必ず捺印し、ハピネスなかま1階の中間市生涯学習課窓口に原本を提出ください(申請書提出後審査を経て施設の使用となります。)。印鑑が無い申請書、コピー等の提出は受付できません。なお、この時、同意書も一緒に提出してください。

提出可能曜日は月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとなります。土曜日、日曜日、祝日は提出ができません。

中間市立学校体育施設使用団体登録申請書(以下「申請書」という。)は年度ごとに申請していただきます。

申請書を提出いただきました時点で別紙「中間市立学校体育施設使用に関する注意事項」の記載内容については承諾を得たものとさせていただきます。

## 2. 中間市立学校体育施設使用団体登録証について

提出いただいた申請書の審査を行い審査通過後に中間市立学校体育施設使用団体登録証(以下「登録証」という。)を発行いたします。この登録証を発行した登録日から体育施設が使用可能となります。

また、登録証の有効期間は、最大、登録を受けた年度末までとなります。

## 3. 申込み受付期間について

登録証を発行後、ハピネスなかま1階の中間市生涯学習課窓口にて体育施設の申込みとなります。

体育施設の受付日は、既存の継続使用団体からの申し込みについて、土日祝日を除き毎月18日からの3日間で翌1ヶ月分の受付を行っています。(例:1月18日からの受付であると2月分の申込み。また18日が土日祝日の場合は翌営業日以降。)

毎月18日から3日間は、既存の継続使用団体での受付となりますが、3日間の受付期間終了後につきましては空いている体育施設がありましたら既存の継続使用団体ではなく、先着順にて申込をお受けします。なお、この場合、使用日の前日までの申し込みが必要となります。

例) 受付期間：18日、21日、22日の3日間

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26

例) 受付期間：20日、21日、22日の3日間

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25

## 4. 利用キャンセルの連絡について

団体の都合によるキャンセルの場合は各学校への連絡がありますので当日の正午までに中間市生涯学習課スポーツ振興係へ連絡ください。

事後連絡の場合は利用料金の振替え又は返金はお受けできません。

## 5. その他

中間市立学校体育施設使用団体登録後、特別な理由や連絡が無く2ヶ月以上中間市立学校体育施設の使用がない場合は、既存の継続使用団体として設けています通常使用枠から除外します。